

公共建設発生土処分に係る「指定処分 A (指定処分場)」特記仕様書

1 受入れ場所

- (1) 処分場等の名称：手広受入地
- (2) 場 所：鎌倉市手広

2 受入条件

- (1) 搬入可能日：原則として、月曜日～金曜日（祝祭日、夏休、年末年始は除く。）とします。
- (2) 搬入時間：昼間については、8：00～12：00及び13：00～17：00とします。
- (3) 土質条件：第1種～第3種建設発生土
- (4) 受入費 単価は1.0m³（地山）当たり

土 質	搬入時間	受入費（税別）
「第1種」、「第2種」及び「第3種」 建設発生土	昼 間	5,500円
	夜 間	—

(5) ダンプトラック1台当たりの積載量

車種	積載土量（地山）	備考
2 t 車	1.111 m ³	土砂の単位体積重量は1.8 t/m ³ として計算
3 t 車	1.666 m ³	
4 t 車	2.222 m ³	
8 t 車	4.444 m ³	
10 t 車	5.277 m ³	土砂の単位体積重量は1.895 t/m ³ として計算

3 土質区分

建設発生土の土質区分は、別紙の「土質区分基準」によるものとします。

4 搬入手続

受注者は、「公共建設発生土搬入（変更）申込書」作成し、監督職員の証明及び本市公共建設発生土担当者の確認を受けた後、藤沢土木協同組合へ提出し発行される土砂搬入整理券により搬入するものとします。なお、当該申込書を提出するときは、監督職員が確認し押印した「土砂検定調書」（様式1）、「土壌簡易検査調書」（様式A）及び付属の写しを添付してください。

藤沢土木協同組合 連絡先 藤沢市鶴沼石上二丁目6番10号
 TEL 0466-26-5060
 FAX 0466-26-9041

5 搬入報告

受注者は、本工事で発生した建設発生土を指定受入地へ搬入を完了したときは、藤沢土木協同組合が発行する「公共建設発生土搬入証明書」を監督員に提出してください。

6 受注者は、「土壌の汚染に係わる環境基準について（平成3年8月23日環境庁告示第46号）」、「土壌汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）」、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成9年10月17日条例第35号）」、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例（平成11年3月16日条例第3号）」等の関係法令等に従い適正な処理を実施するとともに、土砂検定基準については、神奈川県「県土整備局工事に係る土砂検定基準（平成26年8月19日建り第52号）」に準拠するものとします。

7 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年4月26日法律第48号）」に基づく再生資源利用促進計画書及び再生資源利用促進実施書を提出してください。（地山土量1,000m³以上の場合）
 なお、記載内容は神奈川県建設発生土入力方法統一基準により次のとおりとします。

搬出先名称	区分	搬出先場所 (区市町村名)	搬出先場所 (地先)	施工条件	搬出先の種類	
					コード	コードの説明
手広受入地	民間	神奈川県鎌倉市	手広	A指定	5	ストックヤード (再利用先工事が決定)

8 受注者は、建設発生土の搬出先への情報提供として、処分場が存する本市に対し「建設発生土搬出のお知らせ」について、監督職員を通じて公共建設発生土担当者に提出してください。（100m³以上の搬出に限ります）